吉野川市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託事業者募集要項

この要項は、吉野川市障がい者基幹相談支援センター運営業務（以下「業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、その手続きその他の必要な事項を定めるものとする。

1．目的

本業務は、障がい者（児）等やその家族などからの相談に対応するとともに、地域の相談支援体制の強化や権利擁護支援などを行う基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第77条の2）の運営を委託する法人を選定する。

2．業務の概要

（1）委託業務名

吉野川市障がい者基幹相談支援センター運営業務

（2）業務内容

別紙仕様書に記載のとおり

（3）契約期間

令和9年3月1日から令和9年3月31日(協定書により令和12年3月31日)

（4）委託上限額

年間14，400千円を限度とする。（初年度は1，200千円）

（消費税及び地方消費税を含まない）

（5）実施場所

受託者が吉野川市内に設置する事務所

3．参加資格

プロポーザルへの参加資格を有する者は次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てがされていないこと。

（3）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものが、構成員の中に存在する者でないこと。

（4）国税及び地方税に滞納がないこと。

（5）総合支援法第51条の19に規定する指定一般相談支援事業者又は同法第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者の指定を受けている事業所を運営する法人であること。

（6）本業務の実施にあたり、 本市との連絡調整や打ち合わせなどに、迅速かつ的確に対応できること。

4. 参加に係る基本事項

（1）事前説明会は行わない。

（2）本参加に係る費用は、事業者の負担とする。

（3）質問は、メールのみの受付とする。

（4）本審査は、提出書類及びプレゼンテーションにより実施する。

（5）提出書類は、当該審査以外の目的で使用せず、返却もしない。

（6）参加事業者が1者のみの場合でも審査を行い、必要な条件及び基準を満たしていれば受託者として選定する。

5. スケジュール

（1）公募開始　 令和8年11月2日（月）

（2）質問の受付期間　令和8年11月2日（月）～令和8年11月10日（火）

（3）質問の回答期限　令和8年11月13日（金）

（4）一次審査書類等の受付締切　令和8年11月19日（木）

（5）一次審査結果の通知　令和8年11月25日（水）

（6）二次審査書類（企画提案書等）の提出期限　令和8年12月2日（水）

（7）審査（プレゼンテーション）令和8年12月10日（木）時間は別途連絡予定

（8）選定結果通知　令和8年12月15日（火）

6. 選定方法

選定に係る審査は、吉野川市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会 （以下「選定委員会」という。）が行う。

（1）一次審査

「3. 参加資格」に示した要件において審査を行う。

（2）二次審査

提出書類及びプレゼンテーションに基づき評価基準に掲げる項目により審査採点を行い、受託者を選定する。ただし、1番高い評価を受けたものであっても、採点結果が満点の6割未満だった場合は、不採用とする。

①実施日 令和8年12月10日(木)※午後を予定（時間は別途連絡する）

②会場 吉野川市役所

③審査方法　プレゼンテーション 15分以内　 質疑応答 15分程度

④その他 プレゼンテーションを行う際の資料は、二次審査提出書類を用いて行うこととし、新たな事項を盛り込んだ説明は認めない。

なお、プロジェクターを使用して説明する場合はプロジェクターは市が用意するので、その他は持参すること。

7. 提出書類及び方法

（1）一次審査(資格審査)

提出期限　令和8年11月19日（木）午後5時まで（必着）

提出書類

・参加申込書兼誓約書（様式第1号）

・法人概要書（様式第2号）

・法人の定款、役員名簿（任意様式）

・法人の登記事項証明書

・一般相談支援または指定特定相談支援の指定を受ける事業所であることの証(写し)

・直近1年間の国税及び地方税の納税証明書

提出方法　持参のみ

提出先 「11　事務局　」宛

（2）二次審査(プレゼンテーション)

提出期限令和8年12月2日（水）午後5時まで（必着）

提出部数等　紙媒体で提出すること　。 正本1部、副本8部

提出書類

・提案書（審査書類　様式第4号及び別紙 1 から別紙4）

※様式等の説明に別途書類が必要な場合は添付可とする。

提出方法　持参のみ

提出先「11　事務局　」宛

8. 質問の受付及び回答

本件業務に係る仕様書等の内容に質問が生じた場合は、次のとおり質問書（様式第3号）を提出すること。ただし、質問の回数は、1参加者につき1回までとする。

（1）受付期間

令和8年11月2日（月）から令和8年11月10日（火）まで

（2）受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

（3）提出方法

「11事務局」に電子メールにて質問書を提出し、提出後は必ず電話にて受信確認を行うこと。

（ただし、受信確認は土曜日、日曜日、祝日を除く。）

なお、電話や来庁による質問等、規定以外の方法による質問は受け付けしない。

（4）回答方法

質問があった場合は、令和8年11月13日（金）までに電子メールで回答する。

9. 契約に関する事項

（1）受託候補者と市が協議し、提案のあった内容を基本として業務内容、経費等について調整を行うものとする。

（2）受託候補者と協議終了後、業務委託の基本的な方針を定めた基本協定書を締結し、業務内容や委託料などを定めた年度協定も別途締結する。

10. その他

審査結果については参加者に通知し、最終結果は市ホームページに掲載する。

なお、審査の内容等については公表しないものとし、審査結果に関する異議は受け付けない。

11. 事務局（問い合わせ先）

〒776－8611　　徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

TEL：0883－22－2263

FAX：0883－22－2260

E-Mail：shougai-f@yoshinogawa.i-tokushima.jp